

都道府県営かんがい排水事業（継続）

1 趣旨

農業生産の基礎となる農業用水の確保、適期・適量供給（水利用の安定化・合理化等）及び農地排水の改良（農業上の土地利用の高度化等）を図るため、水田、畑（樹園地及び畜産草地を含む）等における基幹的な農業水利施設の整備・更新を行うことにより、農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保ならびに農業の有する多面的機能の発揮を図る。

2 事業内容

農業用水の安定供給等のためのダム、頭首工、用水機場、用水路等を整備。また、農地の排水条件の改善のための排水機場、排水樋門、排水路等を整備。

これらの施設は原則として10年に1回程度の干ばつあるいは洪水に対応できる能力を持つように計画される。

3 事業実施主体等

（1）事業実施主体：都道府県

（2）採択要件

受益面積

受益面積200ha以上（畑にあつては100ha以上）

末端支配面積

100ha以上（畑にあつては20ha以上）

4 補助率

農林水産省・北海道・離島50%、沖縄80%、奄美65%

5 平成18年度概算決定額 30,065,000(31,946,000)千円

（担当課：農村振興局整備部水利整備課）